

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年7月13日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年7月13日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
1	募集要項	空港航空保安施設運営等事業	9	2	(10) B)	国際線ターミナル内の保安検査位置の変更を提案することは可能でしょうか？ そのような提案を妨げるものではありません。実施の可否については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
2	募集要項	環境対策事業	9	2	(10) C)	環境対策事業は、機構が廃止される日の翌日以降は運営権者がすべての事業を実施する義務があるとあり、運営権者は当該経過措置終了前に①国が実施しているもの及び②国から機構への委託により機構が実施しているものについては要求水準に従い実施する義務があるとあります。現在、空港環境整備協会が行う事業については運営権者が実施する環境対策事業に含まれず、引き続き空港環境整備協会が継続して事業を行うという認識でよろしいでしょうか。 現在、空港環境整備協会が行う事業については運営権者が実施する環境対策事業に含まれません。ただし、空港環境整備協会が行う事業は「地域との共生に関する事業・業務」に含まれており、優先交渉権者が提案する事業・業務となります。
3	募集要項	空港用地内の任意事業	11	2	(10) E)	国際線駐車場敷地を活用し、駐車場及び商業施設を建設することは可能でしょうか？ そのような提案を妨げるものではありません。実施の可否については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
4	募集要項	空港用地内の任意事業	11	2	(10) E)	国際線ターミナルビルと上記施設をブリッジで連絡することは可能でしょうか？ そのような提案を妨げるものではありません。実施の可否については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
5	募集要項	ターミナル間の連絡機能	11	2	(10) E)	国内線・国際線の両ターミナルを連絡する交通システムについて、現行バス以外の事業を行うことは可能でしょうか？ そのような提案を妨げるものではありません。実施の可否については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
6	募集要項	ターミナル間の連絡機能	11	2	(10) E)	国内線・国際線の両ターミナルを連絡する現行バスについて、発着位置の変更を提案・協議することは可能でしょうか？ そのような提案を妨げるものではありません。実施の可否については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
7	募集要項	旅客ビル施設事業	12	2	(10) E)	第一次審査において、導入を想定する店舗事業者から関心表明書等入手・提出することは必要あるいは有効でしょうか？ 優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
8	募集要項	応募者の参加資格要件	17	3	(1) A)	持株会社の100%子会社のA社がコンソーシアム構成員として一次審査に参加の後、二次審査において別の100%子会社Bがコンソーシアム構成員として二次審査に参加する場合（なお、B社及びその中間持株会社の実体は、A社とその中間持株会社とほぼミラーとなります）は、コンソーシアム構成員の変更となるのでしょうか？（添付質問参考資料の1頁ご参照） 当該変更が持株会社の一般的な投資政策に基づくものである場合、本変更は「変更せざるを得ない事情」に該当するのでしょうか？ ご質問のような場合にはコンソーシアム構成員の変更となります。「変更せざるを得ない事情」に該当するか否かは個別事情により判断します。
9	募集要項	応募者の構成	17	3	(1) A)-① A)-② A)-③ A)-④	匿名組員（本議決権株式には投資しないケースを想定）は、募集要項の定義上「コンソーシアム構成員」には含まれない、との理解でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。
10	募集要項	応募者の参加資格要件	19	3	(1) C)	応募企業又は代表企業に求められる要件に関し、応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者には以下の企業は含まれるでしょうか？（応募企業又は代表企業をA社とした場合） - A社の親会社（A社株を100%保有）= B社 - B社の親会社（B社株を100%保有）= C社 - B社の（A社以外の）子会社（B社が100%の株式を保有するA社の兄弟会社） - C社の（B社以外の）子会社（C社が100%の株式を保有するB社の兄弟会社） 募集要項脚注31に記載のとおりです。

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年7月13日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年7月13日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答		
11	募集要項	応募企業又は代表企業に求められる要件	19	3	(1) C)	「応募企業若しくは代表企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」には、「応募企業若しくは代表企業」の親会社及び当該親会社の子会社は含まれるという理解でよいでしょうか。	募集要項脚注31に記載のとおりです。	
12	募集要項	各事業の開始予定日	21	3	(2) A)	ビル施設等事業開始予定日は2018年11月頃、空港運営事業開始予定日は2019年4月1日と各事業の開始予定日に5ヶ月ほどの間隔が開きます。間隔を開ける理由につきご教示ください。また、同時に事業を開始できるよう変更頂くことは可能でしょうか？	各事業の開始予定日の間隔を開けるのは、業務引継が円滑に行われるよう配慮したことによるものです。事業を開始する時期を変更する予定はありません。	
13	募集要項	競争的対話等の実施	26	3	(2) K)-③	基本協定書(案)についても、競争的対話にて調整されるという認識で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。	
14	募集要項	審査結果の公表	27	3	(2) M)	第一次審査・第二次審査の結果に関わらず、匿名組員（本議決権株式会社には投資しないケースを想定）の社名は公表されない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	募集要項	基本協定の締結	29	3	(4) A)	基本協定書(案)、実施契約書(案)について、優先交渉権者がまだ決定していない時点で競争的対話(平成29年10月～平成30年2月)で内容が確定するのでしょうか。優先交渉権者決定後は協議による修正の場は設けられないのでしょうか。	競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）及び基本協定書（案）の修正には、原則として応じません。	
16	募集要項	運営権者譲渡対象資産の譲受	31	3	(4) I)	国が運営権者譲渡対象資産に関して、予定価格を提示するのはどの時期でしょうか。優先交渉権者確定後、実施契約締結前という理解で宜しいでしょうか	予定価格の公表は予定しておりません。	
17	募集要項	提案書類の取扱い	32	3	(5) D)	募集要項に定められる場合及び応募者の承諾がある場合を除き、国は、応募者が国に提出した提案書類その他の情報につき、第三者に開示しないことを確認させていただいて宜しいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、国は必要に応じて提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合があります。	
18	募集要項	運営権者の株式の新規発行及び処分	37	4	(4) B)	本完全無議決権株式会社以外にも、匿名組合出資形態(商法第535条)によるSPCへの出資も許容されている、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
19	福岡空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準	提案審査	4	2.提案審査		「第一次審査参加者は、国が開示した資料の他、参加者が独自に取得した情報をもとに提案審査書類を作成するものとし、現地調査や関係者へのヒアリングの実施は認めない。なお、公正を期すため、関係者にはビル施設事業者の役職員を含むものとし、応募者が国の許可なく関係者に接触したことが判明した場合は、応募を無効とする。」とあるが、JSC(国際線発着調整事務局)やIATAとの面会を対象に含まれないという理解で良いか？	ご理解のとおりです。	
20	優先交渉権者選定基準	持分割合の変更	4	第1	4	(1)②	今後選任されるアドバイザーについては、様式6-②に記載せずとも、選任が決まった時点で新たに提出する様式3-⑥に記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	第一次審査書類の受付時に提出した様式6-②には記載のない応募アドバイザーを新たに選任した場合には、様式14-①及び様式14-②を提出する必要があります。なお、新たに選任した応募アドバイザーを第二次被開示者に指定する場合には、様式3-⑥を別途提出する必要があります。

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年7月13日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年7月13日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項		質問の内容	回答
21	優先交渉権者選定基準	出資者とSPCの資本関係	8	第4	4	(2)-表1-3-(実施体制) 間接的なSPC株式の保有等を希望するときにはSPCとコンソーシアム構成員との「具体的な資本関係」を提案することが求められていますが、SPCと出資者との間に入る中間持株会社を具体的に特定することまで求められているのでしょうか。	第一次審査提案書において、間接出資の意図を含めた具体的なスキームについてご説明ください。また、中間持株会社の説明にあたっては、SPCとコンソーシアム構成員との具体的な資本関係等を明示するようにしてください。
22	優先交渉権者選定基準	(実施体制)	11	表1の審査ポイントに関する説明	3	実施体制(2) 一企業グループの投資を統括する会社（「投資統括会社」）がコンソーシアム構成員となり優先交渉権者に選定された場合、同投資統括会社の下部の複数の100%持株会社を経由して設立された中間持株会社（当該投資統括会社の間接的な100%子会社。審査以前に存在する法人又は審査以降に設立する法人）がSPCの直接の出資者となることは可能でしょうか（添付質問参考資料の2頁ご参照）。 なお、中間持株会社が変わる場合（例えば、一次審査段階では既存の中間持株会社を通じた出資を予定していたが、二次審査段階において新設の中間持株会社を通じた出資に変更する場合。なお、既存の中間持株会社及び新設の中間持株会社の実体はほぼミラーになります）は、コンソーシアム構成員の変更に関する手続の対象外という理解でよろしいでしょうか？	コンソーシアム構成員が設立した中間持株会社が本議決権株主となること以外は認めません。中間持株会社に変更される場合はコンソーシアム構成員の変更に関する手続の対象内となります。
23	優先交渉権者選定基準	(実施体制)	11	表1の審査ポイントに関する説明	3	実施体制(2) 一企業グループの投資を統括する会社（「投資統括会社」）がコンソーシアム構成員となり優先交渉権者に選定された場合、同投資統括会社の下部の複数の100%持株会社を経由して設立された中間持株会社（当該投資統括会社の間接的な100%子会社）が基本協定書を締結することは可能でしょうか。	優先交渉権者構成員が子会社等を通じて間接的に運営権者の株式を保有している場合には、優先交渉権者構成員及び当該子会社等の双方を基本協定書の当事者とするを想定しております。
24	優先交渉権者選定基準	(実施体制)	11	表1の審査ポイントに関する説明	3	実施体制(3) 「コンソーシアム構成員の業務実績」に関し、親会社の実績は業務実績としては認められないと理解しましたが、コンソーシアム構成員の100%子会社、又は孫会社（コンソーシアム構成員が間接的に100%株式を保有）の実績はコンソーシアム構成員の業務実績となるのでしょうか？	応募企業及びコンソーシアム構成員自身及び、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等による事業実績は評価対象となります。なお、応募企業及びコンソーシアム構成員の支配力が及ぶ子会社等の事業実績を評価対象として提案する場合、応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります。
25	優先交渉権者選定基準	持分割合の変更	11	第4	4	(2)-表1-3-(実施体制) 第二次審査の提案において第一次審査の提案と異なるコンソーシアム構成員の議決権比率を提案すること並びに中間持株会社の形態・利用の有無を変更することは差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	個別事情によって判断いたします。議決権比率の提案に関する変更を妨げるものではありませんが、公募参加者はその内容について丁寧な説明が求められます。
26	優先交渉権者選定基準	中間持株会社等の設立準拠法	11	第4	4	(2)-表1-3-(実施体制) 応募企業又はコンソーシアム構成員が中間持株会社等を通じてSPCに出資することが認められていますが、当該中間持株会社等は外国法人であっても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目	20	第5.	表2	F) 様式11-F-1については定量的な情報（例えば非航空事業の売上推移）および最低でも5年ごとの、計画中の特定のピーク箇所につき定性的な説明が必要と理解しております。このような追加的説明についてはA3一枚ものにおいても記載が求められるという認識でよろしいでしょうか。このような説明を詳細に記載することはA3一枚の中では困難であると存じますがいかがでしょうか。	様式集及び記載要領に定めたページ制限を遵守してください。
28	優先交渉権者選定基準	第二次審査における提案項目	20	第5.	表2	F) 特に事業継続計画につき、提出可能なシナリオ数および感度分析の要素数の制限はございますでしょうか。1ページという制限を考えると、粒度およびシナリオ数はトレードオフとなりますが、いかがでしょうか。	優先交渉権者選定基準の記載をもとに、公募参加者ご自身でご判断ください。

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年7月13日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年7月13日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項			質問の内容	回答
29	様式集及び記載要領	(実施体制)	4	(1)	③	e	コンソーシアム構成員の親会社等についても資料の添付が求められていますが、コンソーシアム構成員に複数の親会社（例えば、直接の親会社と、当該親会社の親会社）が存在し、直接の親会社は中間持株会社であるため単独での有価証券報告書や事業報告及び計算書類を作成していないが、その財務情報はその親会社（コンソーシアム構成員からみて祖父母に相当する会社）の連結財務諸表に含まれている、という場合は、最上位の親会社（祖父母に相当する会社）の連結財務諸表を提出することで本要件は充足したと判断されるでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合は、最上位の親会社の連結財務諸表を提出する理由及び当該親会社とコンソーシアム構成員の関係性について明らかにしてください。
30	様式集及び記載要領	会社概要	4	4	(1)	3 a.	会社概要の添付が求められておりますが、具体的に記載されるべき情報があればご教示ください（設立年、資本金の額、従業員数、本店住所、等）。	記載項目を限定するものではありませんが、応募企業又はコンソーシアム構成員の名称、代表者、所在地、設立年月日、資本金、主要株主、主な事業内容、従業員数等を想定しています。
31	様式集及び記載要領	第一次審査書類の受付時における提出書類	4	4	(1)	③	添付書類の一つであるd.登記簿謄本（直近3ヶ月以内の現在事項全部証明書）については、外国企業についてはそれに準ずるものの英語版原本は有効であるとの理解ですが、原本が英語以外の外国語表記であった場合に翻訳版の作成は必要でしょうか	添付書類が英語以外の外国語である場合には、原則として日本語訳の添付が必要となりますが、日本語訳の添付に替えて、英訳を添付することとしても差し支えありません。
32	様式集及び記載要領	様式6-②	4	第1	4	(1)②	様式6-②に書く応募アドバイザーは、法務、財務などの主要アドバイザーのみで宜しいでしょうか。	様式集及び記載要領に定める応募アドバイザーに該当する者についてはすべて様式6-②に記載してください。
33	様式集及び記載要領	様式6-②添付資料	4	第1	4	(1)③	コンソーシアム参加者の親会社がコンソーシアム参加者の全株式を（単数又は複数の）中間持株会社を通じて間接的に保有している場合、様式6-②の添付書類はコンソーシアム参加者とその究極の親会社についてのもので足り、中間持株会社に関する情報は添付不要との理解でよろしいでしょうか。	中間持株会社に関する情報も原則として添付する必要があります。
34	様式及び記載要領	参加表明書の添付書類	4	第1	4	(1)-③c	コンソーシアム構成員が連結計算書類のみを作成し、単独の計算書類を作成していない場合、連結の計算書類を添付することで参加表明書に添付すべき計算書類の条件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合は、単体の計算書類を提出できない理由を明らかにしてください。
35	様式集及び記載要領	様式7 様式9-②	4	第1	4	(1)④、(2) ②b	コンソーシアム参加者が外国企業であるため会社の印鑑がなく印鑑証明書もない場合は、様式7、様式9-②に押印する必要はなく、代表者の署名で足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集及び記載要領	捺印・印鑑証明	5	第1	4	(2)	弊社グループ会社は外国企業です。第一次審査書類で捺印が必要な箇所は署名でよろしいでしょうか？又、印鑑証明の代替は必要ないとの理解でよろしいでしょうか？	いずれもご理解のとおりです。
37	様式集及び記載要領	企業名の記載	10	第2	2		企業名及び企業を類推できる記載は行わないこととなっているが、実績としての施設名称は問題ないでしょうか？	施設名称に応募企業又はコンソーシアム構成員の企業名が含まれる場合、当該施設名称を記載する際に当該企業名の記載を行わないようにしてください。

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年7月13日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成29年7月13日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答	
38	様式集及び記載要領	様式11-C	51			「機能維持を目的とする投資」とは運営権対象施設を含む、既存の施設の機能維持に関するものであり、その他は活性化投資として整理すると認識していますが、既存施設がもともと持っている機能を向上させるような投資（数や出力を増やす等）は機能維持と活性化投資のどちらに整理すべきでしょうか？機能の向上を図る投資の場合、投資と収益のサイクルの考え方が整理できないため、機能維持投資に含むべきと考えますがいかがでしょうか？	既存施設がもともと持っている機能を向上させるような投資については、「空港活性化のための設備投資」として整理してください。
39	様式集及び記載要領	応募企業・コンソーシアム構成員の業務実績	58			「実績を有することを確認するための資料」について、日本語での資料がない場合、添付書類の日本語訳を別途作成し、添付する必要がありますでしょうか。添付資料が英語の場合にも、日本語訳は必要となりますでしょうか。	日本語の添付書類がない場合、添付書類の関連部分について日本語による正確な翻訳を添付する必要がありますが、添付書類全文の翻訳を添付する必要はありません。
40	福岡空港特定運営事業等様式集及び記載要領	【様式14-②】コンソーシアム構成員等変更願内訳書 協力企業の記載	68			様式集の1次提出書類に協力企業を記載する欄がないかと存じます。一方で、1次の後に提出するコンソーシアム構成員等変更願内訳書（様式14-②）の中には協力会社（追加）の欄がありますので、1次でも協力企業を記載することを前提にしているように見受けられます。様式3-⑥として、「第二次被開示者の名称等」の書式に協力会社を記載する欄がありますが、この書類はあくまでも情報開示者について指定するもので、コンソ+協力企業という体制について表明するものではないとの理解しております。もし1次でも協力企業を様式があるようであれば、ご教示頂けますでしょうか。もしくは特に1次では協力企業記載の欄はなく、入札書類の項目毎に自由に記載すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	様式3-⑥は情報開示者を指定するもので、体制について表明するものではないという点については、ご理解のとおりです。また、第一次審査書類では協力会社記載の欄はないという点についても、ご理解のとおりです。
41	様式集及び記載要領	様式19-C1-2 様式19-C2-2	90 93			「空港の機能維持を目的とする設備投資」には「提案時点における投資予定額（修繕費を含む）」について具体的に記載するよう求められています。その一方、「空港活性化を目的とする設備投資」には「（修繕費を含む）」という文言がございません。空港活性化を目的として実施する設備投資に対する修繕費については、「空港活性化を目的とする設備投資」に具体的な記載を行う必要がないという認識でよろしいでしょうか？	空港活性化を目的として実施する設備投資に対する修繕費については、「空港活性化を目的とする設備投資」に具体的な記載を行ってください。